

非常災害時の対応マニュアル

1 地震（震度5弱以上）

ア 児童が家にいる場合 → 児童は自宅待機

【学校】

- ①安心メール等で、学校から保護者へ「自宅待機」の連絡をする。
- ②学校再開の見通しについて、追って安心メール等で連絡する。

【児童・家庭】

- ①自宅で待機する。
- ②学校からの連絡を待つ。（安心メール等）
- ③ニュース等からの情報収集・状況把握

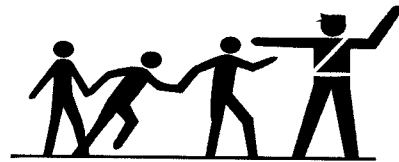
イ 児童が学校にいる場合 → 保護者へ引き渡し

【学校・児童】

- ①地震が収まるまで、机の下に隠れるなどして安全を確保する。
- ②運動場に避難する（学級ごとに整列）。
- ③安心メール等で、学校から保護者へ「引き渡し」の連絡をする。
- ④校庭で、児童の引き渡しを行う。
※児童と引き渡し者の関係を確認し、記録簿に記入して引き渡す。

【家庭】

- ①情報収集・状況把握（安心メール・ニュース等）
- ②児童の引き取り



ウ 児童が登下校中の場合 → 保護者へ引き渡し

【学校】

- ①安全確保
 - ・学校にいる児童は、地震が収まるまで、机の下に隠れるなどの安全を確保させる。
 - ・町教育委員会に連絡するとともに、教員も手分けして通学路に行き、児童の安全確保に努める。
- ②校庭への誘導
 - ・危険箇所を回避しながら、校庭へ避難させる。
- ③家庭連絡(引き渡し)
 - ・安心メールで「引き渡し」を連絡する。
- ④校庭で引き渡しを行う。
- ⑤情報収集・状況把握（人的物的被害状況の確認）

【学校】

- ①安全確保
 - ・危険物が落ちてこない、倒れてこない安全な場所で、地面にしゃがみ、地震が収まるまでの間、安全を確保する。
- ②学校へ登校（下校）
 - ・震度5弱以上の地震の場合は、揺れが収まったことを確認した後、学校または家の安全な方へ避難する。
- ③保護者への引き渡し
 - ・学級・学年ごとに保護者の迎えを待つ。

【家庭】

- ①情報収集・状況把握（安心メール・ニュース等）
- ②児童の引き取り

2 風水害（台風・大雨・暴風・雷等）

【 登 校 前 】

対応：臨時休校
遅延登校

①家庭連絡

○前日決定の場合

- ・家庭への通知文配付
- ・安心メールで周知

○当日の朝決定の場合

- ・安心メール等で周知

②情報収集・状況把握

（人的物的被害状況の把握）

【 登 校 後 】

対応：授業時間の繰り上げ
集団下校
保護者引き渡し

①家庭連絡

- ・安心メール等

②情報収集・状況把握

（人的物的被害状況の把握）



3 事件・事故（弾道ミサイル発射等を含む）

【 登 校 前 】

対応：臨時休校
遅延登校
※状況によって対応を判断

①家庭連絡

○前日決定の場合

- ・家庭への通知文配付
- ・安心メールで周知

○当日の朝決定の場合

- ・安心メール等で周知

②情報収集・状況把握

（人的物的被害状況の把握）

【 登 校 後 】

対応：授業時間の繰り上げ
集団下校
保護者引き渡し
※状況によって対応を判断

①家庭連絡

- ・安心メール等

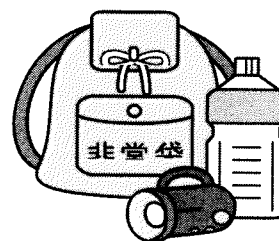
②情報収集・状況把握

（人的物的被害状況の把握）

☆嘉島東小学校は、嘉島町の「緊急避難場所(収容人員2000人)」になっています。

☆その他の緊急避難場所

- ・老人憩いの家(上六嘉 2431 番地 2) 100人
- ・文化センター(上六嘉 917 番地) 700人
- ・嘉島町民体育館(上島926) 1000人
- ・嘉島町民会館(上島545) 1700人



緊急時における保護者への児童の引渡し方法

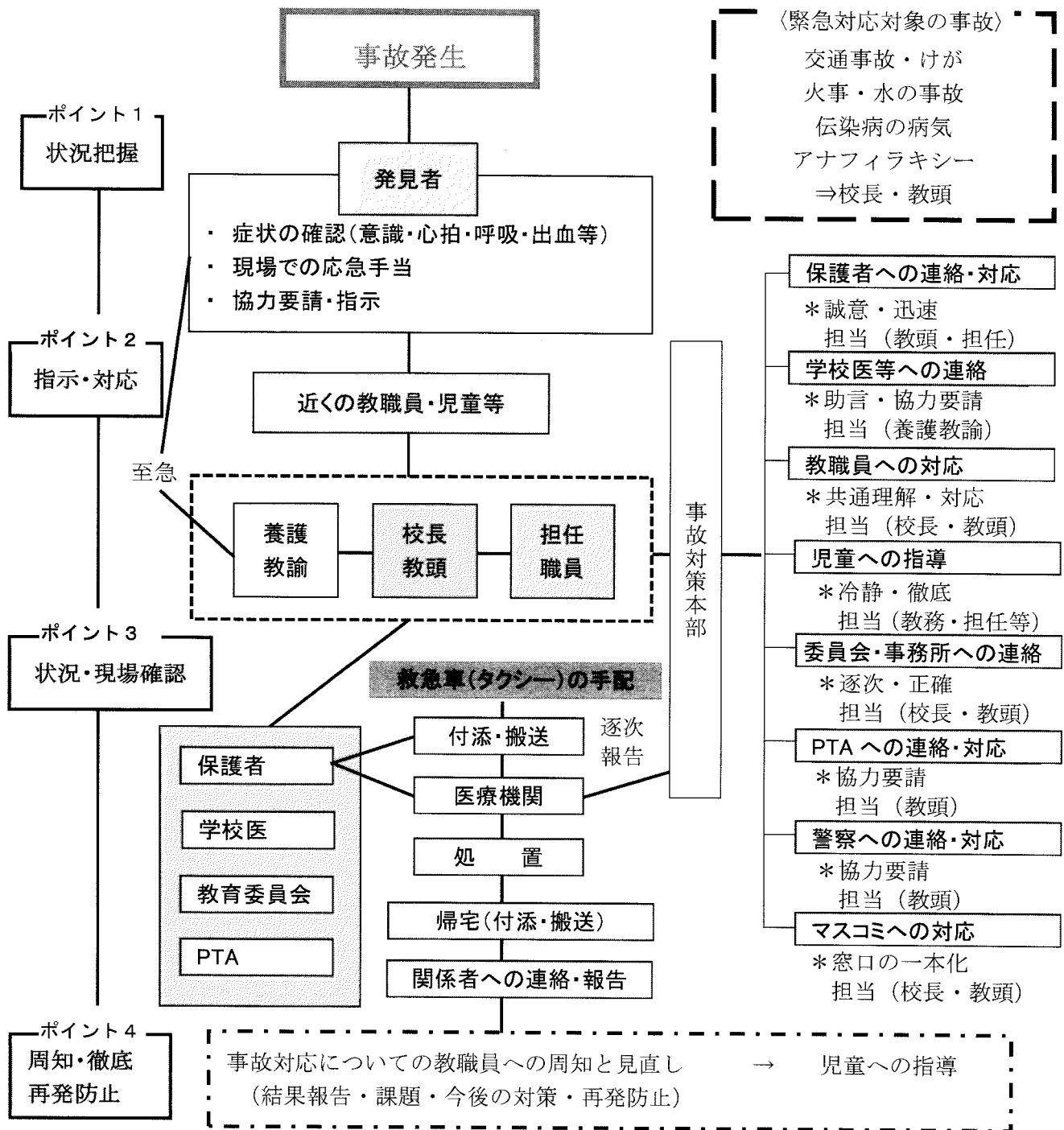
☆児童引渡しについて

台風・記録的短時間大雨・地震など自然災害及び事件が発生した場合や予測される場合、児童下校の安全を確保するために以下の方法で保護者に引渡すという対応をすることもある。

☆児童引渡しの方法についての流れ

【事前指導】 ◎保護者への学校安全メールの登録のお願い ◎「引渡しカード」作成依頼 ◎職員の動きの周知と児童への日常指導(しっかり聞くこと・素早く行動することなど)				
本部の動き	担任の動き	他の職員の動き	児童の動き	保護者の動き
				
対応方法の協議 (校長・教頭・教務・防災主任)				
臨時職員会議を行い、対応方法の協議と周知			下校準備	
【協議内容】 ※災害の状況により、待機場所(教室・体育館・クラブハウス・運動場など)や待機している時の児童の動き、保護者の引取りの交通手段(車・徒歩など)、学童への連絡などを協議する。				
学校安全メール 連絡(教頭)		未登録保護者への 電話連絡(担任外職員)		メールにて引渡し 実施の確認
校内放送(教頭・ 防災主任)	引渡し実施と学 校待機について の指導		担任より引渡しま での注意や連絡	来校準備開始 来校・引取り
全体把握 保護者電話対応 連絡調整	待機場所に児童 を誘導 児童支援・指導 引取り者の確認 引き渡し (名簿チェックを する)	交通整理(4名) 駐車場・誘導など 救護(養護教諭) 引渡し支援	待機場所に移動 および待機 ※担当の先生の 指示に従う 引取り者と一緒に 下校	※引取りの交通 手段が車の場合 →運動場南側が 駐車場
下校完了最終確 認(教頭・防災主 任)	引渡し完了報告			
【事後指導】 ◎引渡し状況の集約及び報告 ◎翌日の登校時間や方法の協議など				

緊急時連絡体制



《 確認・連絡 》

鉄則

- 1 生命最優先
- 2 冷静で的確な判断
- 3 迅速・正確な連絡
- 4 事故記録

現場確認

- 1 いつ
- 2 どこで
- 3 誰が
- 4 どうして
- 5 どうなったか

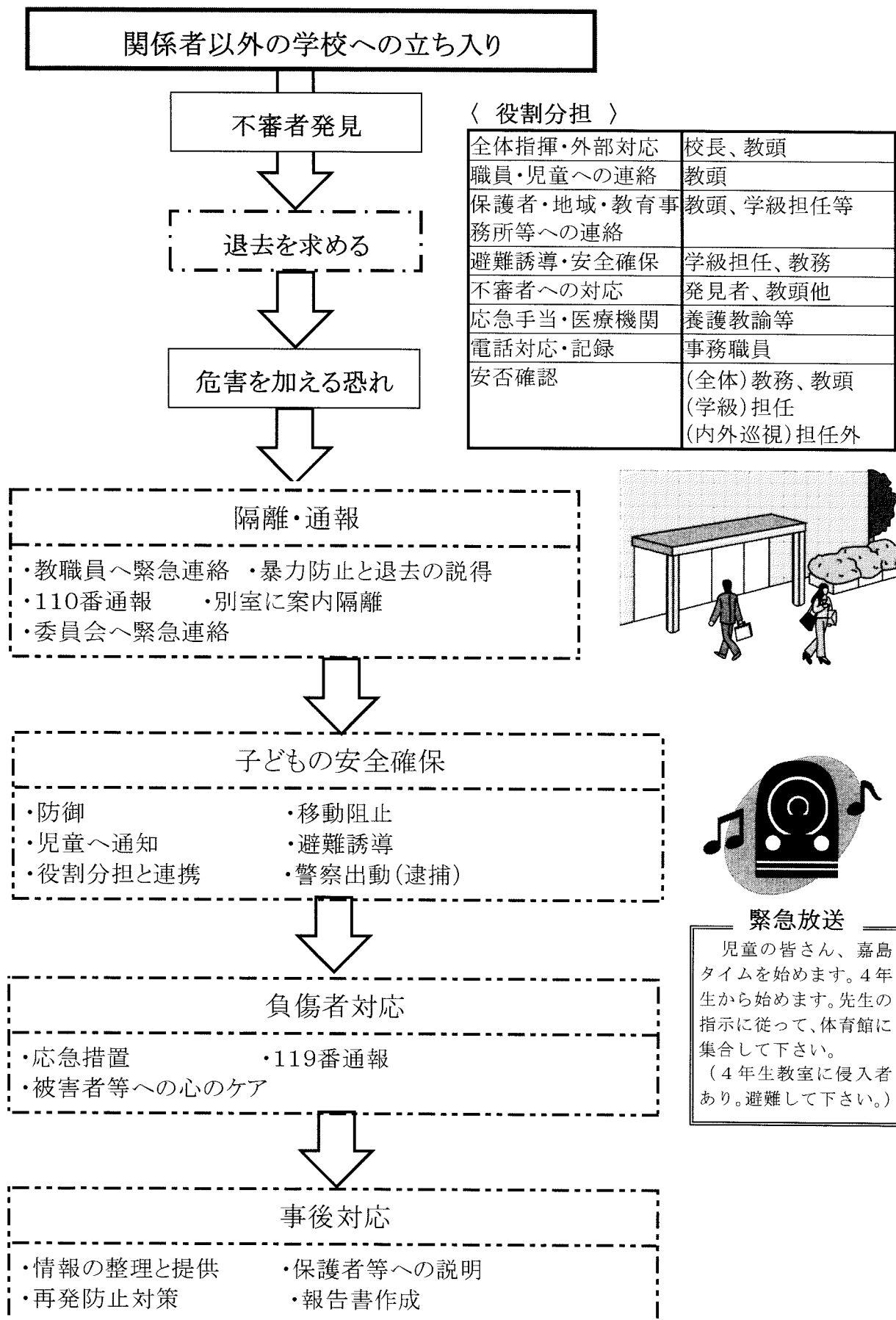
保護者への連絡

- 1 状況説明
- 2 応急措置説明
- 3 病院の確認 (保険証持参)

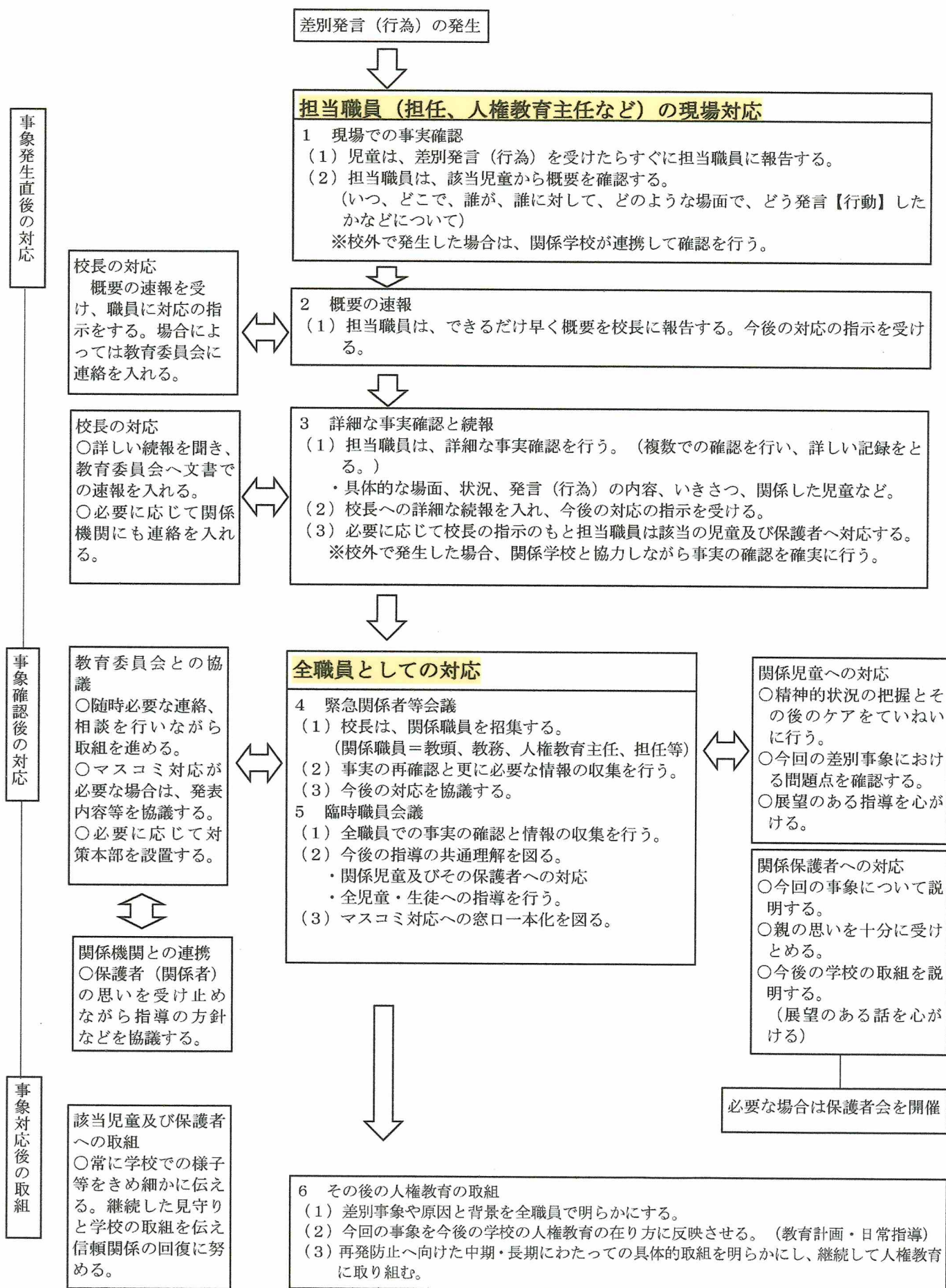
委員会・事務所へ連絡

- 1 学校名
- 2 日時
- 3 氏名
- 4 学年
- 5 事故の概要
- 6 対応・処置等

不審者への緊急対応



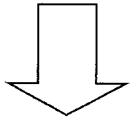
差別事象発生に関する対応マニュアル



「いじめ」対応マニュアル

- いじめは、どの児童にも起こり得ること、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることとして十分に認識する。
- いじめられた児童の立場に立ち、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢で望む。

- ① **いじめの訴え** があった場合：いじめられた児童の安心、安全、生命を最優先
直ちに、児童の安全を確保し、個室で児童から事情を聞き取る。

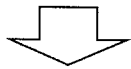


○聞き取り（担任＋同学年または養護教諭）※該当学級の補欠対応
「いつ」「どこで」「だれが」「何を」「どうして」「どうなったか」

※情報集約担当へ連絡→管理職へ報告
（臨時いじめ対策委員会）複数の教職員で、いじめに該当するか協議する。

- ② **いじめに該当** すると判断した場合

いじめた児童から事情を聞き取る。
複数の児童が関わっている場合：同時刻に別な場所で別々に聞き取る。



※臨時いじめ対策委員会：今後の対応について協議

- いじめられた児童へのケア**：寄り添い支える
 - 教職員で絶対に守り通すことを伝える。
 - 本人の意思を尊重し、場合によってしばらく別室にて学習。
 - 信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）との連携。
- いじめた児童への指導**：行為の責任と自覚
 - いじめは人格を傷付ける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - 不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- 学級全体への指導**：自らの問題として捉える
 - 話し合い（担任以外の教員も入って複数で指導）。
 - 自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 保護者との連携**：事実の説明と協力依頼
 - 関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- 教育委員会への報告（管理職対応）：発生時の速報→経過説明→最終報告

③ 重大事態対応

いじめにより、

ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）

イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。

一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

○教育委員会への報告

※教育委員会の指導・助言の下に、重大事態の調査組織を設置する。

組織の構成：専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

いじめ調査委員会

- ① いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を重要視する。
- ③ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

児童及び保護者への情報の適切な提供

○調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

○教育委員会への調査結果の報告

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果に基づいて、直ちに事後処置を行う。

いじめの起きない、学級・学校づくりに向けた具体的な取組を進める。

< 活動前 >

- ☐ 天気予報を確認する。
- ☐ 上空に黒い雲がない。
- ☐ 雷の音が聞こえない。
- ☐ 冷たい風が吹いていない。
- ☐ 避難できる場所がある。
- ☐ 雷ナウキャストを確認する。



雷が近づくサイン（気象庁ホームページより）

「真っ黒い雲が近づいてきた」「雷の音が聞こえてきた」「急に冷たい風が吹いてきた」

< 活動中 >

- ☐ 雷の音が聞こえたら教師や周りの人に伝える。
- ☐ 雷ナウキャストで正確な情報を取得する。



雷ナウキャスト

落雷の危険あり！

避難

【避難の留意点】

- 屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させる。その際は、安心メールで保護者等に連絡する。

【近くに避難する場所がない場合】

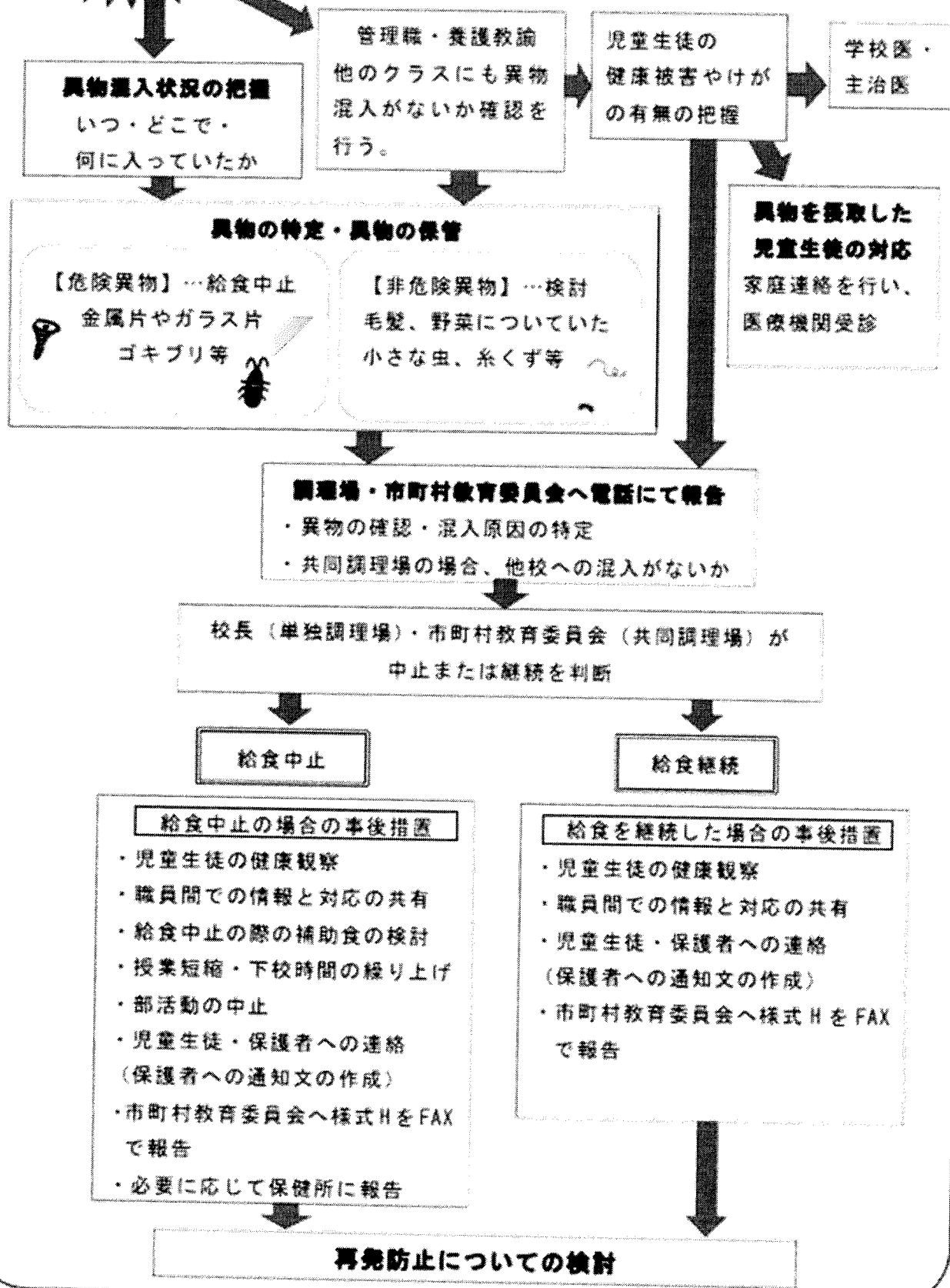
- 低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを 45 度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から 4 m 以上離れたところに退避する。
- 高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から 2 m 以上は離れる。

< 活動の再開 >

- ☐ 上空に雷雲がないことを確認する。
- ☐ 30分以上、雷が鳴っていない。
- ☐ 雷ナウキャストで新たな雷雲の発生や接近がないことを確認する。

異物混入発生

学校における異物混入時の対応



食物アレルギーの対応について

給食担当・保健担当

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1)目標

アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができる。

(2)原則

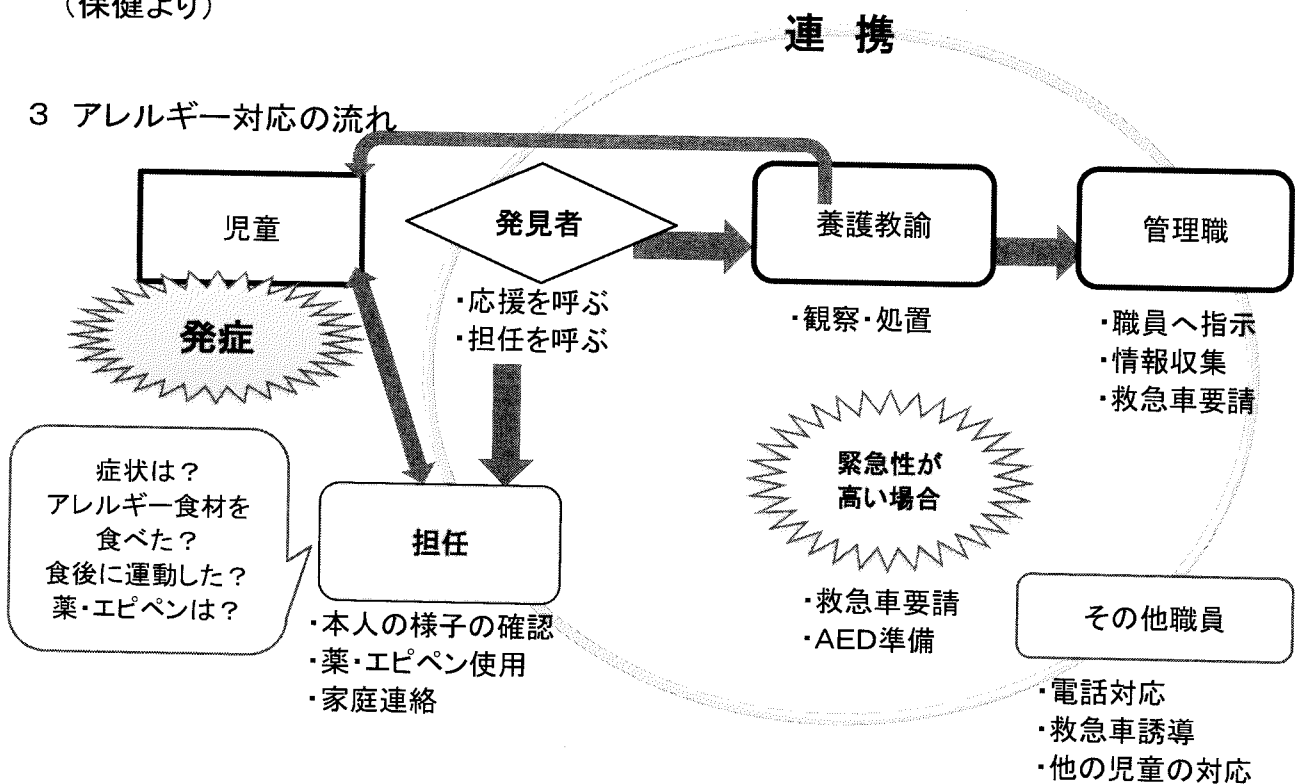
食物アレルギーを有する児童にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。

- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

2 食物アレルギーを有する児童

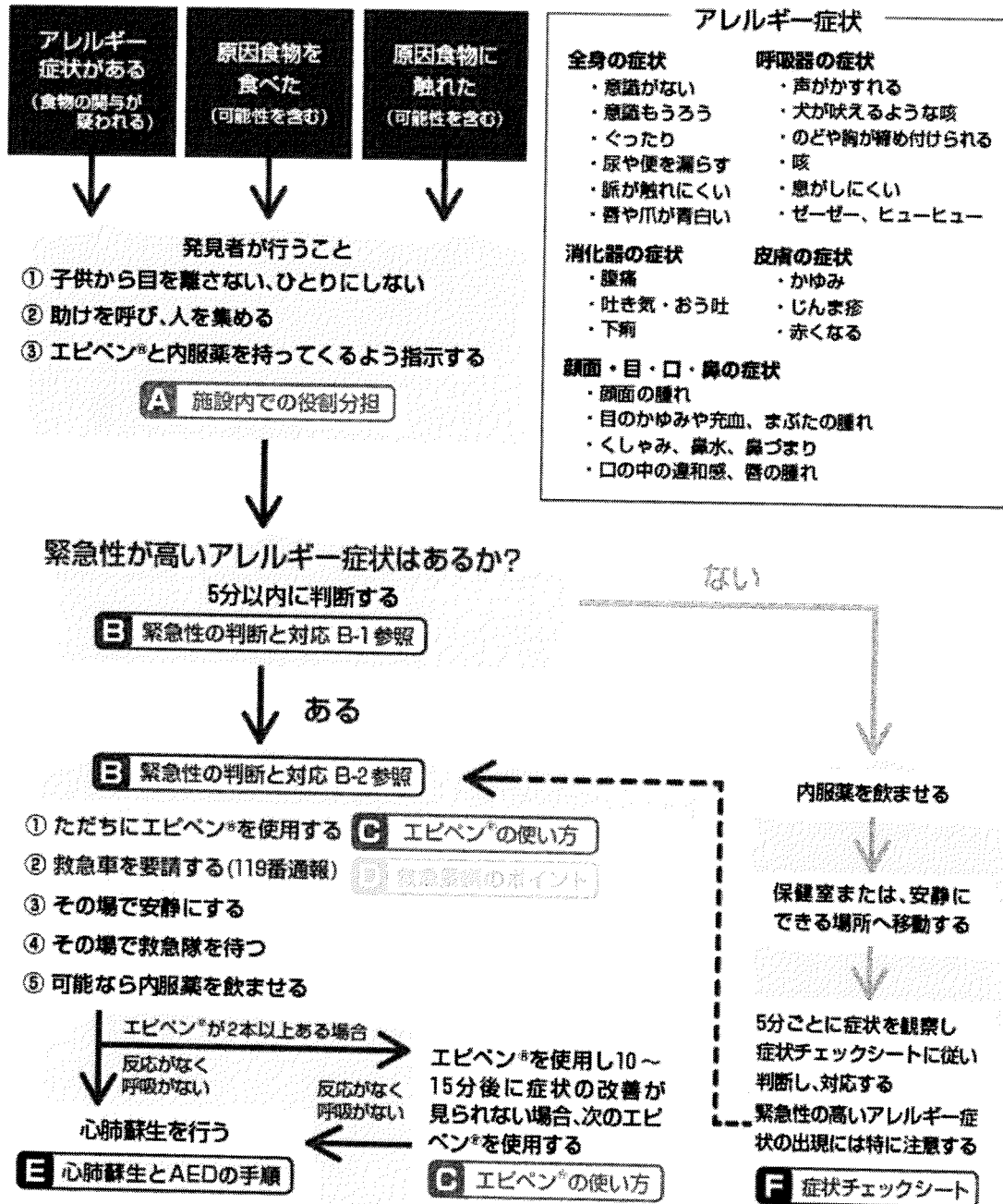
（保健より）

3 アレルギー対応の流れ



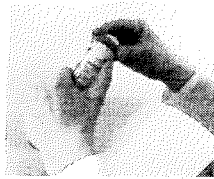
食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



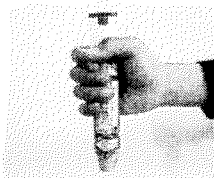
◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

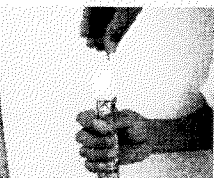
② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

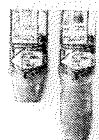
④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合

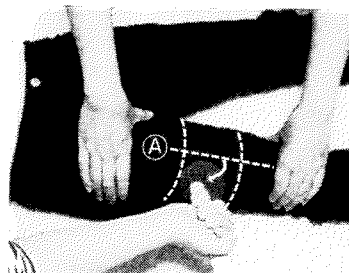


介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ
真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合

